

平成 30 年 11 月 30 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対する意見について

今般、標記改正案（平成 30 年 11 月 2 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	第二号様式 (31)事業等のリスク	a (略)当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。	訴訟の発生可能性や、法令諸規制の改正可能性等、現在各社が記載しているような「一般的なリスク(具体化してはいないものの潜在的なリスク)」については、具体的な記載は困難であり、開示されたとしても有用な情報にならないと考えられ、このような一般的なリスクについては、かかる具体的な記載を必ずしも求められるものではないことを明確にしていきたい。	左記参照。
2	第二号様式 (31)事業等のリスク	a (略)当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。	「当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策」はあくまで例示列挙であるという理解でよいか。	「重要な訴訟事件等」といった訴訟の個別内容について、リスクが顕在化する可能性の程度や経営成績に与える影響、当該リスクへの対応策を記載することは、ともすると訴訟の相手方を利することになりかねないと考えられるため。
3	第二号様式 (32)経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	g 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。	会計上の見積りや見積りに用いた仮定については、現在は財務情報としての開示は求められておらず、財務会計基準機構の基準諮問会議においてASBJにテーマ提言を行うことが決定された段階という理解でいる。先行して非財務情報にて開示するとして背景等について確認させていただきたい。	会計上の見積りや見積りに用いた仮定については、現在は財務情報(注記)としての開示は求められておらず、財務会計基準機構の基準諮問会議(第26回・第31回でテーマ提案)においてASBJにテーマ提言を行うことが決定された段階という理解でいる。財務情報としての開示に先行して、非財務情報として開示を求めることとした背景について確認させていただくとともに、今回の改正にもとづく非財務情報の開示が、基準諮問会議による審議テーマの提言や企業会計基準委員会における会計基準の策定に与える影響について、いかなる認識・見解でいるかご教示いただきたい。
4	第二号様式 (32)経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	g 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。	「その変動により経営成績に生じる影響」については、各社において内容を検討するものであり、ガイダンス等で内容が縛られるものではないという理解でよいか。	「その変動により経営成績に生じる影響」の記載方法は幅広く、各社によっても説明の仕方は変わらうものとの理解であり、仮にプリンシプルベースのガイダンスが策定された場合であっても、記載方法は各社の判断に委ねられるという理解で良いか確認させていただきたい。
5	第二号様式 (54)コーポレート・ガバナンスの概要	a (略)提出会社の企業統治の体制の概要(設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名(中略)の記載を含む。)(中略)を具体的に記載すること	企業統治に関して提出会社が任意で設置する委員会について、権限や構成員の氏名を記載する趣旨を明確にしていきたい。	任意で設置する委員会については、設置する機関の目的や委員長の氏名を記載すれば、必要な情報が開示されると考えるため。
6	第二号様式 (58)株式の保有状況	a (略)保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載すること。	当該項目の記載については、純投資目的である投資株式は保有しておらず、純投資目的以外の目的である投資株式しか保有していない場合においては記載の省略を認めていただきたい。	当該項目の記載が求められる背景として、政策保有目的と思われる株式保有が純投資に区分されているケースがあるためと認識しており、左記のケースにおいては、開示される情報の有用性が低いと考えられるため。

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
7	第二号様式 (58)株式の保有状況	b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。	本件は、別途、コーポレートガバナンス・コード原則1-4においてコーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示を求められている内容と同一の趣旨と考えられるが、コーポレートガバナンス・コードとの関連および開示が重複することの意味、意義などを明確にいただきたい。	左記参照。
8	第二号様式 (58)株式の保有状況	b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。	当該項目の記載については、個別銘柄毎にその検証の内容を記載しなければならないものではないという理解でよいか(条文からは明確に読み取れないため)。	コーポレートガバナンス・コード【原則1-4. 政策保有株式】においては「毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべき」とされているところ、2018年6月1日に株式会社東京証券取引所より公表されたパブリックコメント回答では「必ずしも個別の銘柄ごとに保有の適否を含む検証の結果を開示することを求めるものではありません」とされている(番号221~233に対する回答。なお、同日、金融庁から公表された「投資家と企業の対話ガイドライン」に関するパブリックコメント結果のNo.118~123に対する回答でも同様の回答がなされている)。法令の要求がプリンシプルにおける要求よりも厳しいものではないことを、為念、確認させていただきたい。
9	第二号様式 (58)株式の保有状況	b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。	「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」が非上場株式以外の株式を対象としていることを明確にいただきたい。	本件改正のもととなった「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」13頁の「政策保有株式」では、保有目的が純投資以外の上場株式を前提としているため。
10	第二号様式 (58)株式の保有状況	c 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式(中略)とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 (b) 最近事業年度における株式数とその前事業年度における株式数から変動した銘柄について、株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額	(b)の「株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額」とあるが、増加および減少した銘柄にはコーポレートアクション(株式分割、株式併合、株式移転・交換、合併など)で変動した銘柄は対象外という理解でよいか。	本件改正のもととなった「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」14頁に「売却・買い増した株式それぞれの合計金額、買い増しの理由等の記載を求める」との記載があるため。また、コーポレートアクションは提出会社の意思と無関係に行われるため。
11	第二号様式 (58)株式の保有状況	d (略)銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。 (e) 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合は、その旨)	(e)の「提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果」を銘柄別に記載することとあるが、銀行業においては守秘義務等の観点から記載は困難であると考えられ、開示不可とすることで問題ないとの理解でよいか。	「提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果」について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しているが、銀行業において銘柄別の検証の内容は、取引内容や企業戦略に関わる内容などの守秘義務や株価への影響などの観点から開示が困難と考えられることから、開示不可とすることで問題ない旨を確認したため。
12	第二号様式 (58)株式の保有状況	d (略)銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。 (f) 株式数が増加した理由	(f)「株式数が増加した理由」を銘柄別に記載することとあるが、増加した銘柄にはコーポレートアクション(株式分割、株式併合、株式移転・交換、合併など)で増加した銘柄は対象外という理解でよいか。	本件改正のもととなった「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」14頁に「売却・買い増した株式それぞれの合計金額、買い増しの理由等の記載を求める」と記載されているため。また、コーポレートアクションは提出会社の意思と無関係に行われるため。

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
13	第二号様式 (58)株式の保有状況	d (略) 銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。 (g) 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する情報	(g)の「当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する情報」を銘柄別に記載することとあるが、相手方の保有の有無を記載するという理解でよいのか。	「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」15頁の趣旨および実務負担を考慮すれば、相手方の保有の有無を記載することで良いと考えられるため。また、収集できる情報の内容はその取得方法によっても異なっており、正確性も必ずしも提出企業によって担保できるものではないため。
14	第二号様式 (58)株式の保有状況	d (略) 銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。 (g) 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する情報	各社が独自の解釈で判断し記載することで統一性のない開示となる懸念があることや実務負担も踏まえ、提出会社の株主の状況や相手方の有価証券報告書による個別銘柄ごとの開示等、開示すべき情報の定義を明確にしたい。 また、「保有に関する情報」の取得方法としてどのような媒体・行為を想定しているのか。提出企業が発行者の開示情報等で収集した情報が仮に誤っていた場合に、金商法上の「重要な事項について虚偽の記載」がある場合に該当することとされてしまうのか。	当該項目の記載が求められる背景として、投資家が投資先企業の株式が政策保有目的の株式に保有されている状況についても検証する必要があるためと認識している。 上場企業が自身の株主を確認する方法としては、株主名簿や大量保有報告といった媒体の確認があるが、当該株主が政策保有目的か否かまでは判断しない場合もある。他の方法としては当該株主に直接質問することが考えられるが、その作業に要する時間は極めて膨大となる。また、上記方法で収集した情報の正確性については提出会社自身で担保することは困難である。 以上のような懸念があることから、その具体的方法について示していただくとともに、その方法により収集した情報が仮に実体とは異なるものであっても、虚偽記載とならない旨を確認させていただきたい。
15	第二号様式 (58)株式の保有状況	d (略) 銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。 (g) 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する情報	当該項目において対象とされる当該株式の発行者が保有する提出会社の株式には、当該株式の発行者が信託財産として保有する当該提出会社の株式は含まないとの理解でよいのか。	当該項目の記載が求められる背景として、投資家が投資先企業の株式が政策保有目的の株主に保有されている状況についても検証する必要があるためと認識している。 (58)株式の保有状況における「投資株式」には、提出会社が信託財産として保有する株式は含まれないこととされていることから、提出会社が受託者として保有する信託財産については、提出会社におけるいわゆる政策保有株式には該当しないものとされている。 上記のような整理がなされている一方で、提出会社の株式が政策保有目的の株主に保有されているかどうかに係る情報には、その保有先が信託財産として保有する株式を含めることは、投資家を混乱させることになると考えられるため。

以上